

各所属所長 様

公 立 学 校 共 済 組 合 埼 玉 支 部 長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧割引施術券の付与について（通知）

組合員及び会員の元気回復と健康増進に資するため、令和 7 年度あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧割引施術券（以下、「割引施術券」という。）の付与を下記のとおり実施しますので、貴所属所職員への周知につき、御配意くださるようお願いいたします。

記

1 昨年度からの変更点及び留意点について

・変更点

二次元バーコード読み取り型電子クーポンの導入

① 割引施術券の変更

「割引施術券」は、従来の紙の割引施術券から、二次元バーコード読み取り型電子クーポン（以下、「電子クーポン」という。）に変更します。

電子クーポンは、組合員（会員）データを基に、自動的に組合員（会員）全員に付与されます。（電子クーポン詳細については、令和 7 年 4 月 1 日付埼教互第 1 号「二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について（通知）」をご覧ください。）

② 電子クーポンが利用できない方について

スマートフォン等のモバイル端末を持っていないなど、やむを得ない事情がある方については、「紙クーポン」を発行します。申請方法等は、別添 1「紙クーポンの申請について」を参照してください。

③ 紙クーポンのみ利用可能な施術院について

紙クーポンのみ利用可能な電子クーポン非対応の施術院があります。「令和 7 年度団体指定施術院一覧」に紙クーポンのみ利用可能である旨記載がありますので、ご利用の前に必ずご確認ください。対象の施術院を利用する際には、福利課厚生担当までお問合せ下さい。

2 電子クーポンの付与について

(1) 付与対象者

公立学校共済組合埼玉支部の組合員（任意継続組合員を除く）及び
一般財団法人埼玉県教職員互助会（退職互助会員を除く）の会員

(2) 付与枚数

組合員（会員）全員に 1 人 2 枚を自動的に付与。 **（申請不要）**

年度途中で、組合員（会員）資格を取得した方については、順次自動的に電子クーポンが付与されます。

(3) 付与日

令和 7 年 5 月 1 日 (木) 予定

3 紙クーポンの申請について

申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）まで

4 割引施術券（電子クーポンまたは、紙クーポン）の利用方法について

（1）利用対象者

公立学校共済組合埼玉支部の組合員及びその被扶養者（任意継続組合員は除く）
一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員及びその被扶養者（退職互助会員は除く）
（利用時に組合員資格又は会員資格があること。）

（2）利用方法

利用対象者は、共済組合、互助会の指定した施術院にスマートフォンでの提示または、紙クーポンを提出して施術を受け、施術料金から割引施術券（電子クーポンまたは、紙クーポン）1枚につき1,000円（最大2枚 2,000円）を差し引いた金額を、施術院に支払うものとします。

（3）利用枚数の制限

年度内の利用枚数は、組合員（会員）1人につき2枚を限度とします。施術1回につき、最大2枚までご利用可能です。

5 利用できる施術院について

割引施術券（電子クーポンまたは、紙クーポン）が利用できる施術院の詳細は、公立学校共済組合埼玉支部HP及び埼玉県教職員互助会HP内に掲載しております。
施術院の情報に変更がある場合は、随時更新いたします。

公立学校共済組合埼玉支部HP

※トップページ→厚生サービスの手続き→厚生サービスを利用する
→リフレッシュするとき→あんま・マッサージ等施術費補助の
[「令和7年度団体指定施術院一覧」](#)をご覧ください。
なお、今年度契約団体は以下の4団体です。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会 | ・公益社団法人埼玉県鍼灸師会 |
| ・特定非営利活動法人埼玉県盲人福祉協会 | ・埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会 |



6 割引施術券（電子クーポンまたは、紙クーポン）の有効期限

令和8年3月15日（日）まで

7 マイページについて

付与された電子クーポンや電子版リーフレットは、マイページ
（クーポン内容確認専用ログイン画面）で、確認することができます。
右記の二次元バーコード、もしくは下記URLでマイページ
（クーポン内容確認画面）を御覧いただけます。

●マイページURL

<https://etk.webconnect.jp/CouponInfoLogin/sag>



【マイページ】



【マイページ
ログイン画面】

担当：教育局教育総務部福利課 厚生担当
電話：048-830-6703

紙クーポンの申請について

紙クーポンが必要な方は、下記の手順に従い「紙クーポン申請フォーム」から申請をお願いいたします。

申請の際の注意事項

- 紙クーポンの申請をすると、電子クーポン対象事業「人間ドック」「マイリフレッシュ」「歯科健診」「あんまマッサージ」の4つ全ての事業で紙クーポンになります。一部の事業のみを紙クーポンにすることはできません。
- 紙クーポンを申請すると取消すことはできません。
- 紙クーポンを発行すると電子クーポンは利用不可となります。
- 紙クーポンは再発行できません。紛失には十分ご注意ください。

申請期日 令和8年2月28日まで

手順1

埼玉県教職員互助会HP <<https://gojo-saitama.jp>>の、現職者の方へ ⇒ 会員専用ページ ⇒ 電子クーポン ⇒ 「紙クーポン申請フォーム」から申請
もしくは、右記の二次元バーコード（紙クーポン申請フォーム）から申請 ➡



紙クーポン申請フォーム

手順2

紙クーポン申請フォームに必要事項を入力

- ✓所属所コード、所属所名、組合員番号、組合員（配偶者）氏名を入力
- ✓事由の欄は①～③の該当のものにチェック
困難な理由欄の記載（モバイル端末を所有していないため等）は任意です。

所属所コード	必須		半角英数字5ケタ アルファベットは大文字
所属所名	必須		課所経費立学校は所属名のみ 例) ○○高等学校、▼▼課 市町村立学校は市町村名から 例) ◆◆市立△△小学校
組合員番号	必須	012345	組合員番号は半角英数字6ケタ（組合員証右上に記載の6ケタの番号） 5ケタの番号の者は頭に0（ゼロ）を付ける 例) 012345 配偶者ドック申請の方 組合員番号は組合員本人と同じ番号を入力する
組合員（配偶者）氏名	必須	福利 太郎	配偶者ドック申請の方 組合員（配偶者）氏名に配偶者の名前を入力する
事由	必須	☐ ① 週20時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員 ☐ ② 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員 ☐ ③ やむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難である者	
「電子クーポン利用が困難」を選択した理由（任意）		モバイル端末を所有していないため	
注意点1	必須	☐ 紙クーポンの申請をすると電子クーポン対象事業すべて紙クーポンになります	
注意点2	必須	☐ 紙クーポンの申請は取消すことができません	
注意点3	必須	☐ 紙クーポンを発行すると電子クーポンは利用不可となります	
注意点4	必須	☐ 紙クーポンはどんな理由があっても再発行できません	

※いずれか該当のものに
チェック！

※注意点1～4の内容を
確認したらチェック！

手順3

共済組合から所属所に紙クーポンが届く

※紙クーポンは再発行できません。紛失にご注意ください！

手順4

【マイリフレッシュ・あんま】利用したい施設へ行き、窓口で紙クーポンをご提出ください。
【人間ドック・歯科健診】健診機関に直接受診予約をする。予約の際には「公立学校共済組合埼玉支部の組合員」であること、「電子クーポンではなく紙のクーポンを使用する」ことを伝えてください。